

井原市省エネリフォーム補助金 Q&A (R5. 4. 3版)

井原市省エネリフォーム補助金を活用する際にご確認いただき、申請の参考としてください。

※随時、更新・追加などを行いますのでご注意ください。

住宅のリフォーム・事業所のリフォーム共通事項

Q1 過去にリフォーム補助金や感染症対策リフォーム補助金の交付を受けた人は対象になりますか。

異なる制度であり、対象になります。

Q2 申請前に工事が完了している場合は対象になりますか。

補助金の交付決定後に着手するものが対象となります。

Q3 補助金額が上限額に達するまで、複数回申請できますか。

申請は1回限りです。

Q4 工事はいつまでに終わらせればいいですか。

交付決定があった年度の末日（開庁日）までに実績報告書を提出できるように工事を完了してください。

実績報告の際には、領収書や写真などの添付が必要です。

Q5 補助対象工事と同時に、他の工事を予定しています。どのように申請すればいいですか。

リフォーム工事のうち、補助対象工事に関する費用と補助対象外工事に関する費用を分けて工事見積書に記載してください。

Q6 市内建築事業者等による施工が条件ですが、具体的にはどのような事業者ですか。

市内に主たる事業所（本店、本社）がある法人と、市内在住の個人経営の工務店などです。

Q7 国、県などの補助制度や、市が行う他の補助制度と同時に申請することができますか。

他の制度の補助を受ける工事については対象となりません。工事見積書では補助対象外工事として記載してください。

Q8 店舗兼住宅（併用住宅）の場合どのような申請になりますか。

住居部分のみの工事を行う場合は住宅としての申請になります。事業所部分のみの工事を行う場合は事業所としての申請になります。

住居部分と事業所部分の両方の工事を行う場合は、住居部分と事業所部分で明確に分けていただく必要がありますが、それぞれで申請することができます。ただし、住居部分の工事については、環境企画課の暮らし向上スマートエネルギー導入補助金の対象になるものは省エネリフォーム補助金の対象外となります（※Q23参照）。

Q9 私が代表者を務める法人が所有する建物に住んでいます。対象になりますか。

法人所有の建物に居住している場合、居住者と所有者が異なるため住居部分の申請はできません。同様に、法人代表者個人が所有する建物に法人事業所がある場合の事業所部分も対象になりません。

Q10 私が所有する住宅を息子がリフォームします。振込先は息子にできますか。

建物所有者が申請者となり、交付対象者となります。交付申請時や実績報告書に添付する書類（市税完納証明書、領収書など）の宛名や補助金の振込口座の名義は申請者と統一する必要があります。

Q11 中古設備は対象になりますか。

中古品は対象外です。

Q12 設備の購入のみ又は施工のみの場合、対象になりますか。

対象となりません。購入から施工までを市内の事業者との契約により行うことが必要となります。

Q13 補助金交付要綱の別表に載っていない設備や工事は対象外ですか。

別表へ記載しているものは代表的な例であり、断熱性能の向上や環境負荷低減を目的としていることが証明することができるものは対象です。カタログなどを準備いただき、資料として添付してください。

Q14 下水道へ接続し、節水型トイレを設置します。下水道の接続工事は対象になりますか。

節水型トイレを設置する場合、トイレ本体とその設置に関する屋内工事は対象となりますが、下水道との接続工事は対象外となります。

Q15 部屋を区切ったり、間取りを変えたりするなどの工事は対象になりますか。

対象となりません。

Q16 車庫や倉庫、庭などへの設備設置は対象になりますか。

対象外となります。住宅であれば居住する建物本体、事業所であれば事務所や製造拠点などの建物本体に設置するものが対象となります。

Q17 リフォーム工事に伴う廃材処分費用は対象になりますか。

補助対象工事に伴う部分は対象となります。申請時や実績報告時には補助対象工事分と補助対象外工事分に分けて記載してください。

Q18 交付決定後に工事内容が変更になる場合どうすればいいですか。

申請が必要となる場合がありますので、事前に商工課へ連絡ください。なお、工事内容の変更に伴い経費が増加する場合でも、補助金交付決定後の交付額の増額はできませんので、交付申請前に工事内容を十分ご検討ください。

住宅のリフォームについて

Q19 申請者は誰になりますか。

申請者は、リフォームする住宅を所有し、居住し住民登録している人（または居住予定の人）になります。

なお、リフォーム後に居住予定の場合、工事が完了し実績報告書を提出する際、リフォームした住宅に居住していることの証明として、住民票の写しを添付してください。

Q20 建物が共有名義の場合、共有者ごとに申請できますか。

代表者の申請となります。申請者以外の共有者については、同意書を添付してください。

Q21 所有者が亡くなり、名義変更手続きが済んでいない場合、所有者の子が申請できますか。

子が居住している（または居住予定）場合で、他の相続人からの同意書を添付するとともに、所有者が亡くなったことを証明する書類（死亡記載のある戸籍抄本の写しなど）と、申請者と所有者の続柄を証明する書類（戸籍抄本の写しなど）を添付すれば申請できます。

Q22 アパートに高効率エアコンを設置します。対象になりますか。

居住者自身が所有する建物が対象ですので、対象外となります。

Q23 環境企画課が実施している「暮らし向上スマートエネルギー導入補助金」の対象になる場合、申請することができますか。

暮らし向上スマートエネルギー導入補助金の対象となるものは省エネリフォーム補助金の対象となりません。工事見積書では、補助対象外工事として記載してください。

事業所のリフォームについて

Q24 申請者は誰になりますか。

申請者は、リフォームする事業所の所有者です。本人所有のみに限りますので、個人所有の建物に法人事業所がある場合や、他の法人が所有する建物にある事業所は対象となりません。また、個人事業主の場合は収入の2分の1以上が事業にかかる収入である場合が対象です。

なお、リフォーム後に事務所開設予定の場合、工事が完了し実績報告書を提出する際、リフォームした建物に事業所を開設していることの証明として、履歴全部事項証明書や開業届の写しなどを添付してください。

Q25 自社の事業所を自社で施工する場合は対象ですか。

積算金額等の客観性が担保できないため、対象外とします。

Q26 生産設備は対象になりますか。

生産設備やサービスに資する設備など、売り上げに寄与するものは対象外となります。

Q27 発電設備について申請する場合に気を付けることはありますか。

発電した電力を事業所内ですべて消費し、売電しない場合が対象です。なお、発電設備と接続する蓄電池も対象です。